

津波浸水対策について

平成 30 年経済産業省令第 61 号(平成 30 年(2018年)11 月 14 日公布。)の一部が令和元年(2019 年)9 月 1 日に施行され、危害予防規程に定めるべき事項(「津波浸水対策」)が追加されました。これに伴い、津波浸水想定区域内にあるすべての第一種製造者は、既に届け出ている危害予防規程に次の事項の追加が必要です。

なお、経過措置として、改正省令施行前に危害予防規程を届け出ている事業所は、改正による項目の追加・届出について令和 2 年(2020 年)8 月 31 日までに行う必要があります。

○津波浸水対策(参考)

1. 情報の伝達等

(1)情報の入手方法

津波警報等の各種情報の入手手段を確保する。

(2)情報の処理及び事業所内外の従業員、協力会社社員等への伝達方法等

次に掲げる事項について、規定する。

a)緊急時の対応組織

b)事業所内の従業員、入構中の協力会社社員、来訪者等の数、従事場所等を把握する措置

c)情報の伝達方法、伝達経路

d)情報の伝達が困難な場合の措置

e)津波警報等発令時の帰宅制限等

f)事業所外の従業員、通勤途上の従業員に対する措置

g)その他

2. 津波浸水予測

(1)国、都道府県が公表している津波の規模、浸水範囲等を踏まえた事業所の津波浸水予測について規定する。

(2)津波による高圧ガス製造施設の被害想定(注1)

津波浸水予測等を活用し、また、過去に発生した震災による被害状況を参考とした被害想定を規定する。

(3)都道府県等への情報提供(注1)

次に掲げる事項に関する、関係者への伝達方法について規定する。

a)評価をした被害想定等の情報についての都道府県及び市町村への提供のための措置

b)近隣住民への被害想定に関する情報提供

3. 津波による高圧ガス製造施設の被害予防対策

事業者は、津波浸水予測等に応じて、高圧ガス製造施設の安全確保のために、次に掲げる津波対策を規定する。

(1)高圧ガス製造施設の安全確保

a)高圧ガス設備の安全確保

- 1)津波浸水による被害を防ぐための措置
- 2)津波による浸水のおそれがある状況において、津波到達までの限られた時間で製造・入出荷設備を安全に停止又は漏洩等の被害を最小限にする等の措置
- 3)保安に係る設備に関する措置

以下の保安に係る設備等に関する操作方法又は作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策を規定する。

- (a)緊急遮断装置
- (b)防消火設備
- (c)通報設備
- (d)防液堤
- (e)その他

b) 容器、タンクローリ等の安全確保(注2)

津波浸水による容器の事業所外への流出防止対策、タンクローリの事業所外への流出防止その他適切な措置を規定する。

(2)緊急停止措置等

(1)a)及びb)の措置及び高圧ガス設備の緊急停止措置等に係る、従業員の安全な避難を大前提とした手順等を確立する。

- a)緊急措置等の責任者及び不在時の代理者の権限の明確化
- b)判断基準
- c)操作手順

(3)事業所内外の全従業員の津波からの避難

- a)浸水予測に応じた避難場所
- b)浸水予測に応じた避難経路
- c)避難指示の伝達方法
- d)食料及び避難場所での必需品の確保

4. 津波後の製造施設の保安の確保

次に掲げる事項について、規定する。

- a)津波後の製造施設の被害状況の確認
- b)被害を受けた設備の応急措置

5. 流出容器等の回収(注2)

津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置について、次に掲げる事項を規定する。

- a) 初動対応の策定
- b) 事業所外へ流出した場合の回収方針の策定
- c) 都道府県、関係団体、関係事業所等との連絡体制の構築

6. 教育訓練

次に掲げる事項に関する教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。

- a) 地震・津波に対する心構え、緊急時の体制
- b) 緊急措置訓練
- c) 避難訓練
- d) 事業所内避難場所での食料・必需品の確保確認
- e) 容器流出を想定した通報等の初動訓練
- f) その他必要な教育訓練

注1：津波浸水想定が3mを超える区域の事業所に限る。

注2：津波浸水想定が1m(車両に固定した容器にあっては、2m)を超える区域の事業所に限る。(冷凍保安規則適用の第一種製造者は追加不要です。)

○お問い合わせ先
熊本市消防局予防部指導課危険物保安班
電話：096-363-7173
FAX：096-363-9622